

2014年度

埼玉県への政策制度要請

9分野 26項目

I. 総合経済・産業政策

1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。

<要請の根拠>

医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。

公共サービスは、地方自治体およびNPOなど幅広い担い手によって提供されており、市民が日常生活および社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものである。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、安心・安全な暮らしの実現と、豊かな地域社会の発展につながる。

2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため、以下の施策を講じること。

- (1) 公契約の下で働く者の労働条件にかかわる実態調査を県が直接実施するとともに、調査結果については開示すること。

- (2) 公契約条例を制定すること。

<要請の根拠>

厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いている。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じている。加えて、取引の適正化や処遇の向上は、地域経済を持続可能な安定軌道に乗せて地域を活性化させる中で、当然に取り組むべき課題である。

公契約は、税金によっておこなわれているものであり、その実施は、効率的に透明性高くおこなわれるとともに、県民生活の向上と活力あふれる社会の実現に寄与するものでなくてはならない。加えて、公契約の適正化をつうじて、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現と、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず誰もが働くことをつうじて参加が保障される社会の実現をめざすことが求められる。

Ⅱ. 雇用労働政策

1. 高校生に対するキャリア教育の一環として労働法の基礎知識を教え、ワークライフバランスに基づき、若年者が生涯働き続けられるための環境を整備すること。

<要請の根拠>

「ブラック企業」が社会問題化するなか、高校生が職業を選択し社会にでる時に、自分が働くときのワークルール（労働契約、就業規則、有給休暇など）を知らない。労働法令の基礎知識は自分の身を守ることはもとより、労働環境の整備にもつながることから、就職を前にした高校生を対象に身近なワークルールの知識を身につける環境の整備が必要である

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 医師・看護師の離職防止と地域医療人材を確保するために、本年度中に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療従事者の労務管理相談窓口を県が責任をもって設置すること。またセンター運営状況に関し、労働団体との意見交換の場を設けること。

<要請の根拠>

埼玉県は、人口に対する医師や看護師の人数が全国的に少ない状態であり、その理由の1つとして長時間労働や夜勤・交代勤務等の厳しい労働環境がある。

地域偏在を無くし救急医療体制を整備し、県民に質の高い医療サービスを提供するためにも、医師・看護師の勤務環境の改善による人材の定着・育成が必要である。

本年3月3日におこなわれた平成25年度全国医政関係主管課長会議において、平成26年度中に各医療機関は「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップでおこなうことで医療従事者の離職を防ぎ、都道府県は個々の医療機関のニーズに応じて総合的にサポートする「医療勤務環境改善支援センター」を設置するよう厚生労働省から要請されている。

埼玉県として「医療勤務環境改善支援センター」を、県の方針と責任を明確にするためにも外部委託をせず、本年度中に設置し職場の環境改善や労務管理等改善に取り組むことが急務である。また、センター運営に関しては、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働者の立場で労働団体から意見反映をおこなえるようにすべきである。

2. 介護保険制度見直しによって、要支援者へのサービス低下が生じぬよう必要な財源確保および市町村への助言と支援をおこなうこと。また、実施体制における諸問題を国に要望すること。

＜要請の根拠＞

これまで全国統一で提供されていた要支援Ⅰ・Ⅱの人向け介護予防サービスである訪問介護および通所介護が、市町村の地域事業に移行する。要支援は要介護にならないための介護予防が主であり、介護保険制度において大きな役割を担ってきた。しかし今回の見直しでは、市町村の財政力によるサービス低下、不十分な人員配置、訪問回数の制限など、地域ごとにサービス体制の格差が生じることが危惧される。このことは保険料を支払うことによって、介護認定を経て介護予防に重点をおいたサービスを受ける権利が保障される、社会保険制度の原理を逸脱するものである。

地域によって要支援者へのサービス低下が生じぬよう、今までと同様に必要な財源を確保することが求められている。また、市町村の役割がこれまで以上に求められることから、その実施体制における諸問題を集約し、国へ発信・要望することで、制度の充実をはかる必要がある。

3. 介護ケアラー(家族などの無償介護者)のサポートを目的とする相談窓口を設置すること。

＜要請の根拠＞

在宅介護を必要とする65歳以上の高齢者で、65歳以上の家族が主に介護をおこなっている老老介護は全国で5割を超えている。埼玉県も厚生労働省の調査では、高齢化率(65歳以上の人口割合)が2010年20.4%に対し2040年には34.9%まで上昇するとの見方があり、少子高齢社会が進む中で老老介護がさらに増加していくと思われる。また、祖父母の介護をする孫や、親の介護のために仕事を辞めなければならない労働者もいる。このような介護ケアラーの負担を軽減するために、介護ケアラーのサポートをおこなうことのできる相談窓口を設置する必要がある。

4. 介護労働者が相談できる第三者機関を設置すること

＜要請の根拠＞

埼玉県の高齢化率が急速に進むなか、介護職員が2025年には10万人以上必要との試算がある。しかし、介護労働者の離職率は全産業平均に比べて高く、介護人材の定着が困難な状況にある。その理由として、賃金を含めた低い労働条件やメンタルヘルスおよびハラスメント問題を含めた過酷な労働環境が考えられる。現在、介護労働者と利用者間のトラブルや介護労働に関する相

談については、主に介護事業所内の上司が解決策を模索するものの、なかなか解決策を見出せない場合がある。介護労働者の定着を促進させるためにも事業者や利用者から独立した、介護労働者へのサポートを目的とする相談体制(窓口等)を構築し、介護事業所と連携して問題解決をはかる必要がある。

IV. 交通政策

1. 自転車乗用時の安全な道路の渡り方など自転車乗用中の安全ルールと正しい交通マナーを実践的に学ぶことが可能な「自転車シミュレーター」などを活用した交通安全指導の取り組みを広く実施すること。

<要請の根拠>

平成25年の自転車乗用中の交通事故死者数は全国でワースト2位であり、自転車に関係する事故防止とマナーアップが課題となっている。交通弱者を対象に自転車乗用時の危険を疑似体験できる「自転車シミュレーター」を導入・活用して、より実践的に安全ルールと正しい交通マナーを学ぶとともに危険予測力を高めることが必要である。また、車の運転者からみた自転車の危険運転などを疑似体験できる「ドライブシミュレーター」などを導入・活用して、相手の立場にたった安全教育をする必要がある。

※自転車シミュレーター

実際の交通状況を再現し、運転時に起こりうる危険を体験することによって、危険予測意識を高めることができる自転車型の教材。

V. エネルギー・環境政策

1. スマートエネルギーネットワークの実証においては、災害に強いシステムならびにネットワークを構築すること。

<要請の根拠>

現在、埼玉県では再生可能エネルギーによる新しい街づくり（埼玉エコタウンプロジェクト）や分散型エネルギーシステムの構築に向けた取り組みがおこなわれている。これら施策は、東日本大震災における電力を中心としたエネルギー不足を教訓とし、エネルギーの地産地消、域内活用の検証を目的におこなわれている。

また、埼玉エコタウンプロジェクトにおいては、ICTを利用したスマートエ

エネルギーネットワークの構築をめざしており、現在、検証がおこなわれている。

めざしているスマートエネルギーネットワークは、地域におけるエネルギーの面的利用のみならず、地域の高齢者の見守りや防犯情報などの住民サービスへの応用も検討されている。このような機能は、平常時にのみならず広域災害発生時などにおいてこそ、その真価を発揮するものであり地域インフラの維持に役立つものとする。

2. 未利用資源を活用した木質バイオマスを含む、バイオマスによる再生可能エネルギー政策の推進をはかること。

<要請の根拠>

1970年代のオイルショックをきっかけに、バイオマスの新たな利活用について、色々な研究開発や実用化への取り組みをおこなっていた時期もあるが、その後の石油価格の安定などにより、普及するまでには至らなかった。

しかし、今日、地球温暖化や廃棄物の問題への対応から、環境面で優れている木質バイオマスの利用に改めて注目がなされている。また、ごみバイオマスについても同様であり、新たなエネルギー源としての活用が期待されている。

県内においても未利用資源を活用した木質バイオマスとして、横瀬町や秩父市において導入されているが、他の地域でも導入をめざすなど推進をはかる必要がある。これら再生可能エネルギー政策の推進は、地球環境保護の観点からも重要であり、これに関連する施設整備等による需要拡大および需要に応じた機動的な生産体制を構築する必要がある。また、こうした取り組みをつうじて、地域林業の確立と地域振興による雇用が新たに生まれる効果もある。

3. 環境保護と経済発展を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」の振興をはかること。

<要請の根拠>

台風の大型化や局地的に発生する急激な天候悪化など異常気象の原因として、地球温暖化を指摘する声は大きく、環境保護の必要性についての議論は、年々高まっている。現在、自然界の資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済システムとして、「グリーン経済」が注目されている。これは、再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業などの環境分野の雇用促進、環境対策への投資などを経済の中心とし、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することをめざす

ものである。埼玉県においても取り組みをはかることは、現在おこなわれている「緑のトラスト運動」をはじめとする様々な環境施策に合致することから、県内においても「グリーン経済」の振興を進める必要がある。

4. ガソリンをはじめとするガスや電力などのエネルギー費の高騰への対応や、災害に強い企業づくりのため、中小零細企業が省エネ機器や分散型エネルギーシステムを導入する際の補助制度等を創設し、導入の支援・促進をはかること。

＜要請の根拠＞

現在、ガソリン価格が上昇し続け、今後も高止まりが予測されている。また、それ以外のエネルギーである、ガスや電力も例外ではない。4月の消費税率上昇にとともに、エネルギー費の高騰は非常に大きな負担となっている。

大企業中心に景況感は向上しているものの、中小零細企業の多くはその恩恵に預かれず、厳しい経営状況のなか耐えているのが現状であり、代替エネルギーへのシフトや省エネ機器の導入などの対応まで手が回らないのが実情である。

埼玉県においては中小零細企業向けの融資制度を設けており、省エネ設備や分散型エネルギーシステムの設置についても融資対象になっている。しかし、中小零細企業の多くは家内工業的な経営が多いことから、企業向け融資という形ではなく、一般家庭向け助成制度と同じような補助制度の創設が望まれる。

東日本大震災発災時に起きた部品供給網（サプライチェーン）の寸断を未然に防ぎ、災害に強い企業づくりをめざすためにも、省エネ機器や分散型エネルギーシステムの導入に対し、補助制度等にて支援をおこなうのと同時に、その導入の促進をはかる必要がある。

5. アスベスト対策のため、以下の施策を講じること。

(1) 建設従事者のアスベスト曝露防止および現場周辺へのアスベスト飛散防止に向けて、工事許可をおこない管理監督をする立場として、作業現場の安全衛生を確認すること。

(2) 吹き付けアスベストや石綿含有建材の適正な除去工事を進めていくために、アスベストを除去する建築物の所有者に対する助成制度の拡充ならびに県内における助成制度の統一をはかること。

＜要請の根拠＞

高度経済成長期に建築・施設された構造物の多くが寿命を迎え、また、耐震性の問題から、取り壊しならびに建て替えが多くなっている。景気の拡大にとともに、今後、更に増加するものと思われることから、適切にアスベ

ト処理を進める必要がある。

- (1) 県内における建築物等の解体・改修工事での建設従事者へのアスベスト曝露防止対策のための防塵マスク着用や、現場周辺へのアスベスト飛散防止に向けた施行など、作業現場およびその周辺の安全衛生の強化ならびに徹底をはかる必要がある。
- (2) 民間建物のアスベスト除去に関しては、県ならびに建築許可権限が委譲されている12市において、助成制度が設けられている。しかし、県の助成制度を例とすると、対象となる建物面積が1,000㎡以上と比較的大きな建物となっており、1,000㎡未満に関しては対象外となっている。これは国の基準で定められているものであるが、アスベスト除去に関する危険性は建物の大小に関係ないことから、建物面積に合わせて助成額を設定し、1,000㎡未満の建物にも適応させる必要がある。

また、権限移譲されている12市においては、その市の財政状況等により助成額も異なっているのが現状である。アスベスト除去に関しての助成額に地域格差が存在することは、県民福祉の観点からも望ましくなく、建設従事者に対する業者の対応も異なってくるのが容易に想定されることから、その助成額や方法については、県下一律化をはかることが望ましい。

6. 外来性動植物の繁殖が農水産業に大きな影響をおよぼしていることから、この駆除を推進するとともに周知を強化すること。

<要請の根拠>

外来性動植物の繁殖が全国的に問題となっており、大きな繁殖が確認されている地域では、その地域の生物多様性や在来種の保護が重大事案になっているだけでなく、地域の農水産業や建物などに大きな影響をおよぼしている。県内においてもアライグマやカミツキガメなどの生息が確認されており、更なる駆除の取り組み強化が必要である。また、県民に対して更なる周知強化をおこない、早期の駆除に向けて発見後の連絡体制の構築などをはかる必要がある。

VI. 農林水産政策

1. 中山間地域の地域振興ならびに産業育成のため、以下の施策を講じること。
 - (1) 埼玉県産木を中心とする地域材の利用促進をはかるため、木材利用促進の方針が未策定の市町村に対し策定を促すこと。
 - (2) 埼玉県産木を中心とする地域材を利用した公共建築物の整備を一層推進すること。
 - (3) 平成27年3月末に山村振興法が期限を迎えるが、その後も山村地域に対

する振興策を独自に進めるのと同時に、必要であれば山村振興法の延長の要望を含めて国に対し働きかけをおこなうこと。

＜要請の根拠＞

- (1) 県内63市町村のうち、公共建築物の木材利用促進の方針の策定がされているのは23市町村に留まっている（2014年3月現在）。県でもPRも含め様々な対応をおこなっているが、国の補助を受けるためには公共建築物の木材利用促進の方針の策定が必要なため、まだ未策定の市町村に対して方針の策定を促す必要がある。
- (2) 公共建築物の積極的な木造化・木質化について、一層の推進をはかる必要がある。例えば、小中学校などの公立学校において校舎の「木造・木質化」をはかることにより、児童の心の安定に寄与していることが報告されている。木材はやすらぎを与える効果が高いことから、様々な人々が利用する公共建築物の木造・木質化は必要である。
- (3) 平成27年3月末に期限が到来する「山村振興法」については、山村地域において森林林業に関する施策だけではなく、幅広い施策に重要な役割を果たしている。埼玉県の子村の振興ならびに森林林業の活性化のために、期限を迎えても同法と変わらない内容で実施していく必要がある。また、山村地域の振興、地域林業の確立、雇用機会の拡大と確保、若者定住に向けて、地域の要求に根ざした課題について具体的な政策を遂行するにあたり、国に対し延長の要望など働きかけをおこなう必要がある。

VII. 防災・減災対策

1. **災害発生時における、県と被災自治体ならびに埼玉県社会福祉協議会（県社協）と被災自治体の社会福祉協議会（社協）との連携を強化すること。また、災害復旧において、県は被災自治体のニーズを把握するとともに必要な人員や資機材の調整・調達をはかること。**

＜要請の根拠＞

昨年から今年にかけて、県内において甚大な災害が発生した。被災者に対する支援として、被災自治体の社協が中心となってボランティアセンターの運営等をおこなっている。しかし、その運営に関しては、当該社協から「運営マニュアルの不備」、「被災者への案内方法」、「資機材の調達」などの課題が挙げられている。

今回の局所的な災害からの復旧に関して、県や周辺自治体からの応援体制は機能していたものの、ボランティアセンターの立ち上げから数日間の人員不足感は否めなかった。発災後の初期段階では、被災者のニーズ調査も含め

多くの人手が必要であり、運営が軌道に乗るまでの間にどれだけ多くの人員を配置できるかによって、復旧速度が大きく変わってしまう。

道路やインフラの復旧、住民の避難誘導や相談窓口の周知、必要な資機材の調達など、多岐にわたる対応を混乱する中で確実に進めるため、被災自治体のサポート役として県および県社協が役割を受け持ち、調整をおこなうことが必要である。

2. 災害発生時における地域内での支援体制確立の一環として、自治会と当該地域の立地企業との連携をはかること。

<要請の根拠>

県では地域防災計画を改定し、様々な災害への対応が取ることができるよう対策を進めている。また、各自治体においても同じく防災計画の見直しなど、対策を進めている。ただ、発生した災害の内容によっては自治体ではなく、地域・自治会などの単位で対応をおこなわなければならない時もある。

県内では坂戸市鶴舞自治会が、地域内での支え合いとして様々な取り組みをおこなっているが、地域に立地する企業との連携に力を入れており、災害発生時にお互いサポートをおこなう体制を整えている。企業で働く勤労者も、地域住民であることには変わりなく、お互いサポートし合うことは地域の早期復旧だけでなく、企業の早期操業再開にもつながってくる。このことから、地域と立地企業との連携を平常時から進めておく必要がある。

VIII. 教育・子育て政策

1. 定数内臨時的任用教職員を減らし、正規教職員を確保するため、以下の施策を講じること。

- (1) 定数内臨時的任用教職員は、産休、育休、病休の正規教職員の代替や、将来の必要教職員数を見込み、最小限にすること。**
- (2) 臨時的任用教職員で、実績のある教職員に関しては、正規採用につながる方策を制度的につくること。**

<要請の根拠>

埼玉県には、小学校、中学校、高校、特別支援学校等、4万人を超える教職員が日々、学校教育に携わっており、それぞれの地域、学校で、子どもを育てるために保護者と緊密な連携を確保しながら、地域に根差した教育活動が展開されている。したがって、毎年変わるような臨時的任用の教職員についてはできるだけ少なくし、本採用で継続的に勤務できる教職員を確保するこ

とが、学校と地域・保護者、さらに子どもたちとの相互の信頼を確保するために必要である。

本県の場合、定数内臨時的任用の教職員が、11パーセントを超え、近隣他都県と比べても多い数字になっている。臨時的任用の教員であっても担任を持ち、部活の顧問を担当するなど、正規教職員と同じように働いても任用期間が満了した後は再任用される保証はなく一生報われない働き方だといえる。

しかし、産休、育休、病休の正規教職員の代替のための臨時的任用教職員の必要性は理解できる。また、将来の児童生徒の人数推移、定年を迎える予定の教職員の人数から中長期的に見た必要教職員数を予測し、人事配置計画を工夫することにより臨時的任用の教職員を最小限に計画することも可能と考える。

2. いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題解決にスクールカウンセラーの果たす役割は非常に有効であるため、以下の施策を講じること。

(1) いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題に対し、臨床心理士の資格を持ち「心のケア」をおこなうスクールカウンセラーがいることを保護者に周知し、また、問題を抱える教職員や保護者もカウンセリングを受けられることを、教職員と保護者に周知し、問題の早期段階で心のケアにつとめられるよう相談体制の充実をはかること。

(2) 児童生徒が、複数年にわたり同じスクールカウンセラーよりカウンセリングを受けられるようにするため、スクールカウンセラーを複数年、同じ学校に配置すること。

<要請の根拠>

連合埼玉が主催する、スクールカウンセラーの有効性を学ぶ学習会で、中学生・高校生の子を持つ保護者の50%が、学校にスクールカウンセラーが配置されていることを知らなかった。いじめ・自殺・不登校・虐待などの問題をかかえた児童生徒が自発的にスクールカウンセラーに相談に行くことはまれなため、心のケアを早期におこなうためには、保護者がスクールカウンセラーの役割・存在を知り、カウンセリングにつなげることが必要である。また、こうした問題を抱えた保護者が、心の病にかかってしまった例もあった。そこで、教職員、保護者の精神的負担を軽くするためにもスクールカウンセラーとの相談体制を周知し充実させる必要がある。

また、スクールカウンセラーが児童生徒の心のケアをおこなうには、まずお互いの信頼関係を築くことが重要になっている。せっかく信頼関係を築いても1年で学校が変わってしまうと、新しいスクールカウンセラーが再び信頼関係を築くところからスタートしなくてはいけないため、東京都のように同じ学校に複数年配置することが望ましい。

児童生徒一人ひとりの心を大切に作る環境をつくるには、児童生徒、教職

員、保護者等の信頼関係を築き、タイミングを逃さず、適切かつ迅速な対応をおこなう教育相談の日々の積み重ねが重要である。

Ⅸ. 人権・男女平等政策

1. 子育て世代が安心して働けるよう休日開設の保育施設の充実をめざすこと。

<要請の根拠>

労働者の中には、平日休み土日出勤が多くいる。特に子育て世代の土日出勤は、核家族が多い埼玉県においては、子どもを預ける場所を探すのに大きな負担となっており、休日保育のニーズが高まっている。しかし、埼玉県の休日保育は、29ヶ所であり、埼玉県「子育て応援行動計画」の26年度目標の40ヶ所にまだ足りない状況である。埼玉県として、必要な保育施設の整備をはかる必要がある。